

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

慰安旅行費用負担について

Q: 会社が負担した慰安旅行費用はどう処理したらよいのでしょうか。

A: 使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、その旅行の目的・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などにより判定を行います。一定の要件を満たしていれば会社が負担する費用を給与課税の対象から除くことができます。

その要件とは、①旅行期間が4泊5日、②従業員の50%以上が参加することで、平成5年度の通達改正により、旅行期間が3泊4日から4泊5日になるとともに「旅行費用の50%以上を使用者が負担」の要件が廃止されています。これは、会社負担額を一律5万円としている場合に、社員が10万円を積み立てし、計15万円としたケースでは、50%以上の使用者負担の要件を満たさないために課税対象に取り込まれるといった弊害があったためです。改正により、50%未満であっても、使用者の負担額が少額で、私用旅行の費用補助でなければOKということになります。

ただし、ここで問題となるのは、どこまでを少額とみなすかですが、税務執行上では10万円程度とされています。あくまでも少額不追及なので会社負担額が15万円や20万円だと給与課税と判定されます。

